

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（無線局免許手続規則第三十条の二第二項第六号の規定に基づく外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>「1・2 略」</p> <p>3 施行規則第十五条の三第五号(13)に掲げる規格 基準 設備規則第四十九条の二十四第四項の技術</p> <p>4 施行規則第十五条の三第五号(14)に掲げる規格 基準 設備規則第四十九条の二十四第五項の技術</p> <p>「二・三 略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>「1・2 同上」</p> <p>3 施行規則第十五条の三第五号(12)に掲げる規格 基準 設備規則第四十九条の二十四第四項の技術</p> <p>4 施行規則第十五条の三第五号(13)に掲げる規格 基準 設備規則第四十九条の二十四第五項の技術</p> <p>「二・三 同上」</p>
備考 表中「」の記載は注記である。	